

第 3 2 号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に改める。

- (1) 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 6 年足立区条例第 5 5 号）第 4 条第 5 項
- (2) 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 4 6 号）第 4 条第 5 項
- (3) 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 0 号）第 4 条第 5 項
- (4) 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 3 年足立区条例第 2 7 号）第 4 条第 5 項
- (5) 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号）第 4 条第 5 項
- (6) 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 3 3 号）第 4 条第 5 項
- (7) 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 6 号）第 4 条第 5 項
- (8) 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 7 号）第 4 条第 5 項
- (9) 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の

区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年足立区条例第３８号）第４条第５項

（１０） 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１６年足立区条例第３９号）第４条第５項

（１１） 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年足立区条例第１５号）第４条第５項

（１２） 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年足立区条例第８３号）第４条第５項

（１３） 足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１８年足立区条例第５０号）第４条第５項

（１４） 足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１９年足立区条例第４５号）第４条第５項

（１５） 足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１９年足立区条例第４６号）第４条第５項

（１６） 足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２１年足立区条例第２７号）第４条第５項

（１７） 足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２４年足立区条例第２４号）第４条第５項

（１８） 足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３０年足立区条例第１６号）第４条第５項

（１９） 足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３０年足立区条例第４１号）第４条第５項

(2 0) 足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 0 年足立区条例第 4 2 号）第 4 条第 5 項

(2 1) 足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年足立区条例第 1 1 号）第 4 条第 5 項

(2 2) 足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 2 年足立区条例第 1 1 号）第 4 条第 5 項

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。